

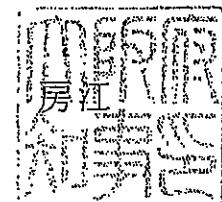
環整 第 6 6 2 号

平成 13 年 3 月 28 日

大阪府環境審議会

会長 相賀 一郎 様

大阪府知事 齊藤



廃棄物処理計画について（諮問）

標記計画の策定について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

大阪府では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、昭和49年から3次にわたる産業廃棄物の処理に関する計画を策定し、府域の産業廃棄物の減量及び適正処理に関する施策を推進してまいりました。

しかし、全国的にも、依然として大量の資源が消費され、廃棄されているなどの現状にあって、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、国においては、昨年、循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル関連法の制定等の法整備が行われました。

廃棄物処理法についても、不適正処理の防止を図るために規制強化や廃棄物処理施設整備の促進、減量化・適正処理の計画的な推進などを内容とする改正が行われました。この改正に伴い、一般廃棄物と産業廃棄物に関する廃棄物処理計画を策定することとなりました。

廃棄物処理計画においては、廃棄物の減量に関する目標をはじめ、適正処理及び目標達成の方策、産業廃棄物処理施設の整備に関する事項、不適正処理防止のための措置などを定めることとされております。

つきましては、平成13年4月1日から施行される廃棄物処理法第5条の3第3項の規定を踏まえ、廃棄物処理計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。